

明治十六年九月廿二日 警視總監代理
東京府知事 芳川正
叙任賞勳
○明治十六年九月廿一日
任石川縣少書記官
從七位 德久 恒範

時事新報
沖繩縣よりの來稿

一書呈上仕候陳ふれば私儀は沖繩縣の一民として本縣は父母朋友の聖祖先墳墓の地永年住息の家國を候得ば事、該地の利害休戚に係る者なるに於ては差出が間敷くも我等の衷情一應申述度偏に御推察奉願上候情本縣元琉球と相唱へ候琉球國の支那人等へ我を指して日清四島の國ありと云ひ甚さしき琉球爲中國之所屬かと唱へられも亦事共申上て實は島民の面目を辱まむるより少あらざりしうとも如何せん我等の一國の固く絶海の孤島、人少く力乏しく唯彼の言ふまゝにして忍び居りし折柄天未だ琉球を見棄給はせ手本國の大政府に假りて支那の驕傲を挫け我等島民は虎狼の口を脱して慈母の手に歸したるの心地、永劫の大恩誼此上なき次第候然處彼自大の支那國は今以て覬覦の念を絶たず頻りに軍艦を作り兵備を張り清廷を以て當時要の或人々は中國は必らず琉球を争ふべしと起り口外候候の取沙汰有之我等直接の利害を感ずる者共に取ては實以て不容易次第日夜眠食すら安んずるに難く恐怖痛恨心罷在候も沖繩の縣地々日本の版圖なるべき証跡は千百之中にも指當り言語の日本國と同じ風俗衣服の亦日本國に同はるは畢竟日本國と沖繩と開關以來一体分身の國柄なる証據に相違なく又全島民の口碑も今の沖繩人民が本國に後裔なること紛れも亦かた言証多し其中にも特に分明なる者を舉れば舊國王の系統は其昔御皇子爲朝の後裔とて遠く清和の餘派あること争ふ可らざる事實も御坐候且つは慶長の十四年島津義久奉命て琉球を撫綏あり爾後其配下下屬して三百年一日の如く日本國の保護を仰ぎ居候處愛よ 王政御一新泰くも

聖天子親政を執らせられ明治五年九月舊國王尙泰勅諭を下され舊王の封爵を賜はり日本國の朝廷に接進去て直接に天日の威光と奉仰え奉ふ本島の人民台湾夷民の屠戮を受け其遺族訴ふる所かたを御憐憫ありて辱くも本國の大兵と煩はし又支那との談判を勞し奉り舊王への大政府より種々の恩賜を給はり更し明治十二年四月に至り悉くも 聖天子の恩召にて舊王を華族に列せられ舊主人は永く陛下に駐居して建廷に咫尺し奉り其恩遇の厚き他の武門公家の諸公と同一の格式を以て御扱ひ有之而して全島の人民は則ち縣治の下に屬し他の諸府縣と一體の恭政と繋むる事と構成成右様の御恩澤の難有と如何難諭

苦心やるせむ折柄幸ある歳時新報御社にて早くも日支の關係を能く御洞察されあり平生の御論論實に我等の頼み申せあること存ぞ斯くは我等は心細く申上げ且つ其面白く候て我同胞諸兄の輿論も同以奉り度、唐突の仕ながら前文の微衷儀も御憐憫の上御酌取被下度紙に臨んで御申言はんと欲する所を失ひ不盡意の所は萬々御察し被下候奉願上候頓首
明治十六年八月 沖繩縣 一老生

臣三條實美
府 縣
屬條條此旨相達

○招魂祭賜金 石川縣に於て有志者相謀り明治十年西南の役に戦没したる者の爲本月廿三日招魂祭を施行する 敬聞ふ達し去る廿日 署名を以て金廿五圓下し賜はりたりと

○能久親王 戸山學校校長長歩兵大佐能久親王に去る廿一日日本職を免せられ戸山學校教授に補せらるる旨御渡されたり

臣三條實美
海軍一般
卿川村純義

○双龍勳章 伯林駐在の支那公使館附陸軍士官ナニ、ナ、トンは本年の春本國に歸省し北京其他各地を往來すると數月去て本年六月重て伯林に赴たり其赴任の際清國皇帝より獨逸皇太子フレ德里ッヒ維廉殿下に贈る所の双龍勳章を携帶せり斯くて伯林駐在支那公使李鳳苞が之を皇太子に呈しるる皇太子は頗る之を欣悦受領し過般大禮の節も該勳章を佩用せたりと 清國の勳章を歐洲の皇太子が佩用して大禮を列し公衆を驚かすは勿論公使が清の國を周旋して外交宜しきを得たるの一斑として見るべしと云り

○アルベルト殿下 同殿下より一昨廿二日新宮座の任官を一覽せられ又昨日は横濱へ赴き直に總領館の上島總領館館附の人々及我宮内外務兩省の同殿下接待の儀々々を招て午餐の饗應あり午後より獨逸公使館の招待あり同館へ赴りたり又本日は午後四時頃より再び手住小塚原の燒場に至り實地燒尾の有様を一覽せらるるよし

此金額ハ
假令授與
ノ日ヨリ
加給ス

○夜宴 昨日永田町ある獨逸公使館に於て我大臣參議及各國公使等を招き夜宴と開きたり

○檢査官派出 陸軍軍醫本部にては醫學博士生石原の爲先來月上旬頃より各軍管々下へ向け生體各事の檢査官を派出する由

海軍一般
川村純義
區上野廣小路
中央車馬道ト

○朝鮮出張 前報の紙上へ記載せし朝鮮國へ出張の檢査少書記官の一行の不日海軍省より朝鮮へ向け航海する軍艦あるに付右へ乗組出發の都合なる由尤も其期日未だ決定せざると云

○英國領事 横濱駐在英國領事ロッセル、ロッセルトン

○招魂祭賜金 石川縣に於て有志者相謀り明治十年西南の役に戦没したる者の爲本月廿三日招魂祭を施行する 敬聞ふ達し去る廿日 署名を以て金廿五圓下し賜はりたりと

○能久親王 戸山學校校長長歩兵大佐能久親王に去る廿一日日本職を免せられ戸山學校教授に補せらるる旨御渡されたり

○双龍勳章 伯林駐在の支那公使館附陸軍士官ナニ、ナ、トンは本年の春本國に歸省し北京其他各地を往來すると數月去て本年六月重て伯林に赴たり其赴任の際清國皇帝より獨逸皇太子フレ德里ッヒ維廉殿下に贈る所の双龍勳章を携帶せり斯くて伯林駐在支那公使李鳳苞が之を皇太子に呈しるる皇太子は頗る之を欣悦受領し過般大禮の節も該勳章を佩用せたりと 清國の勳章を歐洲の皇太子が佩用して大禮を列し公衆を驚かすは勿論公使が清の國を周旋して外交宜しきを得たるの一斑として見るべしと云り

○アルベルト殿下 同殿下より一昨廿二日新宮座の任官を一覽せられ又昨日は横濱へ赴き直に總領館の上島總領館館附の人々及我宮内外務兩省の同殿下接待の儀々々を招て午餐の饗應あり午後より獨逸公使館の招待あり同館へ赴りたり又本日は午後四時頃より再び手住小塚原の燒場に至り實地燒尾の有様を一覽せらるるよし

○夜宴 昨日永田町ある獨逸公使館に於て我大臣參議及各國公使等を招き夜宴と開きたり

○檢査官派出 陸軍軍醫本部にては醫學博士生石原の爲先來月上旬頃より各軍管々下へ向け生體各事の檢査官を派出する由

○朝鮮出張 前報の紙上へ記載せし朝鮮國へ出張の檢査少書記官の一行の不日海軍省より朝鮮へ向け航海する軍艦あるに付右へ乗組出發の都合なる由尤も其期日未だ決定せざると云

○英國領事 横濱駐在英國領事ロッセル、ロッセルトン